

令和元年 度

島根県財政健全化審査意見書

島根県公営企業（法非適用企業）経営健全化審査意見書

令和 2 年 9 月

島根県監査委員

監 第 6 3 号

令 和 2 年 9 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

島根県監査委員 須 山 隆

島根県監査委員 山 根 成 二

島根県監査委員 大 國 羊 一

島根県監査委員 後 藤 勇

令和元年度島根県財政健全化審査意見書及び島根県公営企業
(法非適用企業) 経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された島根県立中海水中貯木場特別会計、島根県臨港地域整備特別会計及び島根県流域下水道特別会計に係る令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を実施したので、別添のとおり提出します。

令和元年度 島根県財政健全化審査意見書

令和2年9月9日

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を実施した。

2 審査の方法

審査に当たっては、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼をおき、一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和元年度決算書及び関係資料により点検・照合を行うなど慎重に審査を行った。

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(1) 実質赤字比率

令和元年度決算において、実質収支は9,478,650千円の黒字となっており、実質赤字は生じていない。

区 分	令和元年度	前 年 度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－%	－%	3.75%	5.0%

(2) 連結実質赤字比率

令和元年度決算において、連結実質収支は21,577,907千円の黒字となっており、連結実質赤字は生じていない。

区 分	令和元年度	前 年 度	早期健全化基準	財政再生基準
連 結 実 質 赤 字 比 率	－%	－%	8.75%	15.0%

(3) 実質公債費比率

令和元年度決算における実質公債費比率（平成29年度から令和元年度の3か年平均）は6.3%となっており、早期健全化基準を下回っている。

区 分	令和元年度	前 年 度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	6.3%	6.1%	25.0%	35.0%

(4) 将来負担比率

令和元年度決算における将来負担比率は186.4%となっており、早期健全化基準を下回っている。

区 分	令和元年度	前 年 度	早期健全化基準
将来負担比率	186.4%	179.2%	400.0%

令和元年度 島根県公営企業（法非適用企業）経営健全化審査意見書

令和2年9月9日

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された次の会計に係る令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を実施した。

島根県立中海水中貯木場特別会計

島根県臨港地域整備特別会計

島根県流域下水道特別会計

2 審査の方法

審査に当たっては、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼をおき、島根県立中海水中貯木場特別会計、島根県臨港地域整備特別会計及び島根県流域下水道特別会計の令和元年度決算書及び地方財政状況調査表の数値により点検・照合を行うなど慎重に審査を行った。

3 審査の結果

審査に付された島根県立中海水中貯木場特別会計、島根県臨港地域整備特別会計及び島根県流域下水道特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

4 会計別の資金不足比率

いずれの会計も令和元年度決算において資金不足は生じていない。

会 計 名	令和元年度	前 年 度	経営健全化基準
島根県立中海水中貯木場特別会計	－%	－%	20%
島根県臨港地域整備特別会計	－%	－%	
島根県流域下水道特別会計	－%	－%	